

大分県立看護科学大学リポジトリ運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理・運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）において生成された学術情報資源を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的とする。

(運用管理)

第3条 リポジトリの管理・運用は、大分県立看護科学大学附属図書館（以下「図書館」という。）が行い、収集担当部署はこれに協力するものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに学術情報資源を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他図書館長が特に認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリに登録することができる学術情報資源は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本学の研究・教育活動により作成された成果物であること。
- (2) 登録者が作成に関与したものであること。
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (4) その他図書館長が特に認めたもの。

2 リポジトリに登録する学術情報資源は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学術論文
- (2) 博士学位論文
- (3) 博士学位論文の要旨及び論文審査結果の要旨
- (4) その他図書館長が特に認めたもの

(登録手続)

第6条 登録を希望する者は、図書館長に「大分県立看護科学大学リポジトリ登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を提出したうえで登録及び公開するものとする。ただし、登録申請書が不要と判断される場合は、提出を省略することができる。

(利用許諾)

第7条 登録者は、図書館がリポジトリにおいて行う次の各号に掲げる行為について、許諾を与えるものとする。

- (1) 当該学術情報資源の全文を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数の利用者に無償で公開すること。
- (3) 保存及び利用の便宜のため必要に応じて、複製、媒体変換を行うこと。

(利用条件)

第8条 図書館は、学術情報資源の利用に際して、以下のことを遵守する。

- (1) 第7条に定める取り扱い以外による利用は行わない。
- (2) 公開された学術情報資源を利用しようとする者に対し著作権法を遵守するよう周知する。

(著作権と共著者の利用許諾)

第9条 リポジトリに登録される学術情報資源の著作権については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 著作権が登録者のみに帰属する場合は、登録者は第7条に定める取り扱いを無償で許諾するものとする。
- (2) 著作権が複数の者に帰属する場合又は登録者以外に帰属する場合は、登録者は他の著作権者に対し、第7条に定める取り扱いについて無償での許諾を予め得ておくこととする。
- (3) リポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者のもとの留保される。

(登録の削除)

第10条 図書館は、次のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された学術情報資源を削除できるものとする。

- (1) 登録者が理由を付して削除の申し出を行い、図書館長が認めた場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃によるもの、または内容が著しく不適切である等の理由により、図書館長が削除を認めた場合

(免責事項)

第11条 登録された学術情報資源の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

2 本学は、登録された学術情報資源を利用することによって生じた利用者又は登録者の損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て図書館長が定める。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。